

Jクラブの株式上場について：Jリーグ規約による 上場制約と上場要件の両立の可能性

武藤泰明

早稲田大学スポーツ科学学術院

キーワード： 株式上場、サッカー、Jリーグ、M&A、親会社

抄 録

Jリーグに加盟するクラブチームはその大半が株式会社形態を採っており、その意味において株式の上場を指向し得る存在であるとともに、クラブの財務的な自立性を高めるためには上場は有効な手段の一つとして位置づけることができる。一方、Jリーグ規約は証券取引所が制定している上場要件と相容れぬところがあり、クラブの上場は実質的に禁止されていると解釈できる。本研究では、Jリーグ規約と上場要件、およびこれらの背景となる理念、方針間の葛藤を明らかにするとともに、この葛藤を克服するための方法を検討している。クラブが直接上場しようとする場合、事業特性から判断して、取引市場が求める利益成長性を満たさぬものとなると判断される。クラブの親会社の分析からは、親会社の規模が大きいことが、Jクラブの支配を目的として親会社を買収する誘引を回避するものであることがわかる。このため上場会社を親会社とする場合、その純資産規模に上場要件を超える規模基準を設定することが合理的であるとの結論に至る。小規模な親会社の上場を認める場合には、適性に欠ける株主による支配を回避することを目的として、子会社であるクラブが種類株式を発行し、過半の議決権をJリーグ社員によって構成される組合ないし法人がこれを引き受けるという方法を採用することが可能である。

スポーツ科学研究, 4, 28-50, 2007年, 受付日:2007年5月1日, 受理日:2007年7月7日

連絡先: 武藤泰明 〒202-0021 東京都西東京市東伏見 3-4-1 早稲田大学スポーツ科学学術院

muto-office@waseda.jp